破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１６６号
北海道旭川市秋月２条２丁目６番14号　浅井コーポＣ棟101号
債務者　猪股智津子（旧姓牧田）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７６号
東京都青梅市東青梅６丁目４番地の３
債務者　黒崎　和惠
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３１１号
大阪市生野区巽東３丁目13番14号　シェルウイング101号
債務者　徳田泰規こと　趙　　鳳來
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９０号
大阪府寝屋川市田井町37番20号、前住所島根県大田市仁摩町天河内721番地15
債務者　宮本　厚子（旧姓郡山）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９３号
大阪府八尾市萱振町１丁目16番地の１　ファミール八尾209号
債務者　齋藤　一生
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５０号
大阪市生野区中川東１丁目11番23号　シュウ中川東　302号
債務者　美馬　陽介
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３５号
神奈川県海老名市国分寺台２丁目４番８号
債務者　鈴野　秀子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３４０号
横浜市戸塚区前田町520番地１　ふれんでぃ東戸塚寮252号
債務者　大内　一則
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７９号
静岡県浜松市西区馬郡町5445番地　ボヌール205号室
債務者　影山奈津美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
静岡県浜松市中区蜆塚２丁目16番５号　マンションとも107
債務者　長野真樹子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
栃木県真岡市田町６番地19　醍醐ハイツ206号
債務者　齊藤　光男
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０８号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番２号　県営若草住宅２号棟９号室
債務者　板山ミサ子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１１号
栃木県那須烏山市月次851番地40
債務者　桑原　弘典
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４４号
静岡市葵区上足洗１丁目３番52－１号、旧住所静岡市葵区上足洗３丁目８番13号　小林アパートＡ号
債務者　榎本　晃久
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部